

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき、瑞浪市内に存する文化財で市にとって重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地、その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で市にとって生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 遺物包含地、古墳、古窯跡、城跡その他の遺史跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの並びに庭園峡谷、その他の名勝地で市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの及び動物、植物、地質鉱物で市にとって学術上価値の高いもの（以下「史跡名勝天然記念物」という。）

第2章 指定文化財

(指定)

第3条 教育委員会は、前条に掲げる文化財のうち特に価値が高く、市にとって重要なものを瑞浪市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ文化財の所有者（管理責任者、保持者、又は保持団体を含む。以下同じ。）の申請又は同意を得なければならない。ただし、所有者の判明しないときはこの限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ第13条に定める文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定により指定したときは、教育委員会はその旨を告示するとともに所有者に指定書（無形文化財の保持者又は保持団体については認定書）を交付するものとする。

5 第1項の規定により指定をした後においても、無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体

として追加認定することができる。

6 指定は、第4項の規定による公示日からその効力を生ずる。

(解除)

第4条 指定文化財がその価値を失ったとき又は市域内に存しなくなったとき、その他特別の理由がある場合は、教育委員会はその指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 前項による解除の通知を受けた所有者は速やかに指定書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(補助)

第5条 指定文化財の管理又は修理に関し多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないとき、その他特別の事情がある場合には、市はその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で必要な条件を付して補助金を交付することができる。

(所有者の管理義務)

第6条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会の指示に従い、当該指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第7条 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは専ら自己に代って当該文化財の管理の責に任すべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

(公開)

第8条 教育委員会は、指定文化財の所有者に対し一定期間市が行う公開の用に供するため、当該文化財の出品を勧告することができる。

(届出)

第9条 指定文化財の所有者又はその相続人は、次に掲げる場合は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者が変更したとき。

(2) 指定文化財の所在を変更したとき。

(3) 第7条の管理責任者を選任又は解任したとき。

(4) 所有者の住所、氏名が変更したとき。

(5) 指定文化財の全部又は一部が滅失、き損、亡失若しくは盗みとられたとき。ただし、無形文化財にあっては、保持者が死亡したとき又は保持団体が名称、事務所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じあるいは解散したとき。

(6) 指定文化財の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第10条 指定文化財の管理が適当でない場合、若しくはき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は所有者に管理の方法若しくは修理等について勧告することができる。

(調査)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは文化財の所有者に対し、当該文化財の現状又は管理等の状況について調査又は報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 教育委員会は、この条例の規定により補助金の交付を受けた所有者がこの条例に基づいて付した条件に違反したとき、その他特別の事由が生じたときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第3章 文化財審議会

(設置)

第13条 教育委員会の諮問機関として、瑞浪市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第14条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査、研究に当たりその保存及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を教育委員会に建議する。

(組織)

第15条 審議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 臨時委員は特別の事項の調査、審議が終わったときは退任するものとする。

(会長)

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第17条 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により指定されている文化財は、この条例第3条の規定による指定を受けたものとみなす。
- 3 旧条例による文化財調査会委員は、その残任期間中この条例の文化財審議会委員とみなす。